

北海道循環資源利用促進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 我々の生活や事業活動に伴い排出される未利用循環資源の有効な利用促進に係る課題やその事業化に向けた課題を協議し、循環型社会の実現に向けた具体的な取組を一層促進するため、北海道循環資源利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 循環資源の調査・研究に関する事項
- (2) 循環資源の有効利用に係る技術及び事業化促進に関する事項
- (3) 循環資源の利用拡大に係る普及啓発に関する事項
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、協議会の目的を達成するために必要と認められる事項

(会員)

第3条 協議会は、第1条の趣旨に賛同する会員をもって構成する。

2 協議会への入会及び退会は、別に定める手続により行うものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、会員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、あらかじめ会長の指名するものがその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は必要があると認めるときは、会員以外のものの出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 専門的な事項を協議するため、協議会に部会を置くことができる。部会長及び部会の委員は会長が指名するものをもってあてる。
- 4 部会長は必要があると認めるときは、部会委員以外のものの出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 協議会及び部会については原則公開とする。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の指名するものをもって構成する。

3 幹事会は、会長を補佐し運営にあたる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、平成 15 年 4 月 3 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 5 月 16 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 5 月 18 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 6 月 9 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 7 月 13 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 3 月 16 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 8 月 3 日から施行する。